

## 申請に対する処分個別票

所管局部担当名 (電話番号)	市民局市民部地域振興担当 ( 06-6208-7318 )
処分担当名	各区役所
処分の名称	区役所附設会館の置く特別設備使用許可
概要	大阪市区役所附設会館を目的外使用する場合、区役所に目的外使用許可を申請し、許可を得なければなりません
根拠法令等 及び条項	大阪市区役所附設会館条例施行規則第9条第1項 ( <a href="http://www2.city.osaka.jp/reiki/reiki.html">http://www2.city.osaka.jp/reiki/reiki.html</a> )
審査基準	<p>◎次に掲げる要件をすべて満たすことが必要です。</p> <p>(1) 区役所附設会館条例第6条による使用許可を受けているか、又は受けられること ○附設会館は、区役所附設会館を使用することを前提に設置されているものです。</p> <p>(2) 他の使用者に迷惑を及ぼすおそれがないこと ○「迷惑」とは、当該行事が他の人に対して著しい不快感を与えたり、困惑させたりすることをいいます。 ○以下の場合はこの要件を満たしません。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 非常に大きな音量等騒音を発する場合</li> <li>・ 著しい悪臭、異臭を発する物品を使用する場合</li> <li>・ その他他の使用者に迷惑を及ぼすおそれがある場合</li> </ul> <p>(3) 建物又は附属設備を損傷するおそれがないこと ○「損傷」とは、物理的に物を破壊することのほか、物をその本来の目的に使用することができない状態にすることも含みます。 ○以下の場合、この要件を満たさないとされることがあります。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 不適切な取扱いにより附属設備を損傷するおそれがある場合</li> <li>・ 旗ざおなどを振り回して壁、照明器具などを損傷する場合</li> </ul> <p>(4) 管理上支障がないこと ○「管理上の支障」とは、使用者や付近住民等の生命、身体、財産の保護をはじめ、施設の維持・補修、使用者間の利用調整など施設の管理上の支障をいいます。 ○以下の場合はこの要件を満たしません。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 定員を超過することが予想され、消防法上危険な場合</li> <li>・ 入場者や施設周辺住民に危害が加えられる切迫した具体的な危険がある場合</li> <li>・ 多数の申請者の利用を調整する必要があるためにその結果(抽選、先着順)として許可できない場合</li> </ul> <p>(5) その他市長が不適当と認める事由がないこと</p>
標準処理期間	即時又は2日
経由日数	
提出先	各区役所
提出時期	随時
提出方法	各区役所へ特別設備使用許可の申請を行ってください。
手数料	無料
相談窓口	各区役所
ホームページ	
備考	